

瀬戸市財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第 5 号

瀬戸市財産条例の一部を改正する条例

瀬戸市財産条例（昭和 3 9 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(普通財産の交換)</p> <p>第 3 条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の 4 分の 1 を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略></p> | <p>(普通財産の交換)</p> <p>第 3 条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、次の各号の<u>1</u>に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の 4 分の 1 を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略></p> |
| <p>(普通財産の無償譲渡又は減額譲渡)</p> <p>第 4 条 普通財産は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを無償で譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> | <p>(普通財産の無償譲渡又は減額譲渡)</p> <p>第 4 条 普通財産は、次の各号の<u>1</u>に該当するときは、これを無償で譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> |
| <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第 5 条 普通財産は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、<u>無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</u></p> <p>(1) <u>公共団体又は公共的団体において、公用若</u></p> | <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第 5 条 普通財産は、<u>公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>しくは公共用又は公益事業の用に供するとき</p> | |
| <p>。</p> | |
| <p>(2) <u>その他市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> | |
| <p>(物品の無償譲渡又は減額譲渡)</p> | <p>(物品の無償譲渡又は減額譲渡)</p> |
| <p>第8条 物品は、次の各号の<u>いずれかに該当する</u>ときは、これを無償で譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> | <p>第8条 物品は、次の各号の<u>1</u>に該当するときは、これを無償で譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> |
| <p>(1)及び(2) <省略></p> | <p>(1)及び(2) <省略></p> |
| <p>(行政財産の無償使用又は減額使用等)</p> | <p>(行政財産の無償使用又は減額使用等)</p> |
| <p>第11条 <u>行政財産は、次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、無償又は前条で定める額よりも低い価額で使用させることができる。</p> | <p>第11条 次の各号の<u>1</u>に該当するときは、無償又は前条で定める額よりも低い価額で使用させることができる。</p> |
| <p>(1) 公共団体又は<u>公共的団体</u>において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき</p> | <p>(1) 公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> |
| <p>。</p> | |
| <p>(2) <u>その他市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> | <p>(2) <u>市の事務を円滑に行なうために必要な用に供するとき。</u></p> |
| <p>2 <省略></p> | <p>2 <省略></p> |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。